

平成18年1月13日

産学官連携関係者各位

国立大学法人名古屋大学  
総長 平野 眞一



共同研究契約における産学連携推進経費（間接経費）の導入について

拝啓 時下貴社におかれましては益々ご隆盛のこととお慶び申し上げます。

平素より本学との産学官連携を賜り深く感謝いたしております。

さて、本学において中期目標に掲げている、「研究成果としての知的財産を創出、取得、管理及び活用する機構を充実し、知的財産の社会還元を図る。」を達成していくためには、さらなる産学官連携の推進体制の整備拡充が必要不可欠となっています。本学では、教育と研究と並ぶ第三の使命として、社会との連携及び協力をより重視していくこととしており、社会との連携の下での名古屋大学の教育・研究活動の推進、研究成果の社会への還元に積極的に取り組んでいます。

これらの取り組みに係る経費を確保するため、本学の産学官連携推進本部会議において検討し、役員会、部局長会並びに教育研究評議会において審議した結果、平成18年度分からの共同研究に対し、直接経費の他に産学連携推進経費（間接経費）として直接経費の10%を計上していただき、さらなる産学官連携の推進を図る所存であります。

つきましては、経営環境の厳しい中ではありますが、ご理解及びご協力をお願い申し上げます。

○ご負担いただいた産学連携推進経費は、以下のような用途に利用されます。

- 1 名古屋大学の知的財産を管理・活用する知的財産部等の整備・活動・維持に係る経費
- 2 全学及び部局の産学官連携体制の整備拡充
- 3 当該研究者の研究環境及び大学全体の研究教育の環境改善のために活用する経費

なお、ご不明の点は部局契約担当窓口もしくは社会連携課共同研究掛(052-789-2040)にお問い合わせください。

敬 具